

## 鳩山首相の一部沖縄県内移設案の撤回及び 米軍普天間基地の即時無条件撤去を求める（声明）

本年5月4日、鳩山首相は沖縄県を訪問し、沖縄県議会議長、沖縄県知事らと会談した。会談において鳩山首相は、「抑止力という観点から（国外移設は）難しいという思いになった」「（普天間の機能の）すべてを県外にというのは現実問題として難しい。沖縄のみなさんにもまた、負担をお願いしないとならない」「徳之島の皆様にも、普天間の移設に関してご協力願えないかという思いだ」などと発言し、普天間基地の移設案として、沖縄県内と鹿児島県徳之島のそれぞれへの分散移設を検討していることを公に認めた。

しかし、首相は昨年8月、衆院選に向けた主要6政党の党首討論会で「（普天間飛場は）最低でも県外移設」と公約した。民主党のマニフェストにも「米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」と明記した。その結果、沖縄では衆院4小選挙区のすべてで民主党が公認、推薦もしくは支援する候補が当選し、自民党の候補は誰一人当選しなかったのである。ところが今回首相は「『最低でも県外』は公約ではない。代表としての考えだった」と居直った。自らの政治責任を投げ捨てる許し難い態度である。党首の発言が公約でないとするなら、国民は何を信用して投票すればいいのであろうか。このような公約違反は議会制民主主義を否定するものである。

「抑止力という観点から」という発言も、客観的な事実を無視した発言である。普天間基地に駐留する海兵隊は、日本の平和と安全とは無縁の軍隊であり、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争などのアメリカの戦争で常に先頭に立って他国に侵略した「殴り込み」部隊である。このような他国へ侵略する軍隊の日本駐留を認める理由はまったくない。米軍が日本に駐留する根拠は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」と定

める日米安保条約6条である。そもそも日米安保条約による米軍の日本駐留は軍隊の保持を禁止している憲法9条2項に違反するものであるが、普天間基地の米軍への提供は日米安保条約にすら違反しているのである。

4月18日、人口2万6000人の徳之島で、1万5000人も参加者を集めて、普天間基地移設に反対する集会が開かれ、4月25日には沖縄で、9万人が参加する中、普天間基地の沖縄県内への移設に反対する県民大会が開かれた。先の総選挙の結果とあわせて、もはや民意は明らかである。

私たち自由法曹団は、鳩山首相に対し、公約違反の過ちを認めて沖縄県内と鹿児島県徳之島のそれぞれへの分散移設案を撤回し、米軍普天間基地の即時撤去へ向けてあらゆる努力を尽くすことを強く求める。

2010年5月7日

自由法曹団  
団長 菊池 紘